

就職証明書

年 月 日

社会福祉法人  
埼玉県社会福祉協議会 会長 様

(申請者)  
住 所

氏 名

電話番号 ( ) -

記

【勤務先施設記入欄】事業主が記入してください。※申請者記入不可

|   |   |      |       |
|---|---|------|-------|
| 職員氏名                                      |   |      |       |
| 勤務先施設名                                    |   |      |       |
| 施設等種別<br><small>※裏面の施設種別表をご確認下さい。</small> | 種別  |      | 種別コード |
|   | ※幼稚園の場合：預かり保育 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (☑を入れてください)<br>【対象となる幼稚園】教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園<br>※教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間以上、かつ、預かり保育の年間実施日数200日以上で保育士業務に従事していること。 |      |       |
| 勤務先所在地                                    | 〒<br>電話番号 連絡担当者 ( )   |      |       |
| 雇用期間の開始日                                  | 年 月 日<br><small>※有期雇用の場合は、最初に交わした契約の雇用開始日を記入してください。</small>   |      |       |
| 勤務開始日                                     | 年 月 日<br><small>※在職中に出産休暇又は育児休業から復帰する場合は、復帰日を記入してください。(在職中に出産休暇又は育児休業から復帰する場合は、保育士就職準備金貸付の対象となりません。)</small>  |      |       |
| 雇用形態<br>(該当に○)                            | 正職員 ・ 非常勤職員 ・ パート又はアルバイト ・ その他 ( )  |      |       |
| 雇用契約内容                                    | 1週間あたりの勤務時間 ( ) 時間<br><small>※週20時間未満の場合は、対象となりません。</small>   |      |       |
| 職種  |   | 業務内容 | 保育業務  |
| 備考  |   |      |       |

上記の申請者が当該施設において、保育士業務を開始したことを証明します。※  
※ 保育補助としての業務は本資金の貸付対象ではありません。

年 月 日

(証明日は必ず勤務先が記入してください)

施設・事業所等名

代表者 職・氏名

事業所の

公印

## 様式第 4 号

※表面の黒枠内、施設等種別・施設等コードをご記入の際にご使用ください。

### 施設種別表

| 法令・通知等   |  | 施設等種別   | 施設等種別<br>コード       |
|--|--|---|--------------------|
| 児童福祉法  | 第 7 条に規定   | 保育所   | 1 - (1)            |
|  |  | 幼保連携型認定こども園   | 1 - (2)            |
|  | 第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって、法 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの | 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設 | 1 - (3)            |
|  |  | 家庭的保育事業   | 1 - (4)            |
|  |  | 小規模保育事業   | 1 - (5)            |
|  |  | 居宅訪問型保育事業<br>事業所内保育事業                                 | 1 - (6)<br>1 - (7) |
|  | 第 6 条の 3 第 13 項に規定され、第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの  | 病児保育事業  | 1 - (8)            |
| 第 6 条の 3 第 7 項に規定され、第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの | 一時預かり事業  | 1 - (9)   |                    |
| 学校教育法  | 第 1 条に規定   | 教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園                       | 2 - (1)            |
|  |  | 認定こども園への移行を予定している幼稚園                                  | 2 - (2)            |
| 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律                  | 第 2 条第 6 項に規定  | 認定こども園  | 3 - (1)            |
| 子ども・子育て支援法   | 第 30 条第 1 項第 4 号に規定  | 離島その他の地域において特例保育を実施する施設                               | 4 - (1)            |
|  | 第 59 条の 2 第 1 項に規定   | 企業主導型保育事業   | 4 - (2)            |